

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

(※公務員の方は、勤務先へ提出してください。)

■提出期限  
6月30日(月)まで

■現況届に必要なもの  
印鑑、申請者の健康保険証(厚生年金等加入者の場合)、課税情報の確認に係る同意書等

※右記以外の書類を提出する必要のある場合があります。

■受給資格  
中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育している人

■児童手当の額  
・3歳未満 月額1万5千円  
・3歳以上〜小学校修了前 月額1万円(第3子以降は1万5千円)  
・中学生 月額1万円

ただし、所得制限以上の場合は右記の月額は適用されず、児童1人あたり月額5千円が支給されます。

※第3子の数え方に関する補

足

養育する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

■手続き

福祉課または各総合支所および各出張所

■問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505

重度心身障害者の方には医療費を助成しています

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある人が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

本来であれば、医療機関の窓口で一部負担金を受給者から徴収しなければならぬところですが、本町では、米軍再編交付金を活用し、その一部負担金を全額補助していますので、今までどおり保険適用分にかかる医療費の自己負担はありません。

■対象となる人の要件

- ① 身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方
- ② 療育手帳Aをお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1

級をお持ちの方

- ④ 障害年金1級の受給者
- ⑤ 特別児童扶養手当1級の受給者等

■助成の要件

対象となる人の要件のいずれかで、一定の所得制限額を超えない方は、お近くの総合支所か出張所で申請をしてください。(所得制限額については福祉課にお問い合わせください。)

なお、すでに受給している65歳未満の方には更新書類を送付していますので、手続きのお済みでない方は今月中に手続きをしてください。

ただし、65歳以上の方については更新手続きをする必要はありませんので、新しい受給者証を今月末までに郵送します。

■手続きに必要なもの

印鑑、健康保険証、対象になる要件が確認できるもの(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など)

■受給者証有効期間

7月1日(火)〜平成27年6月30日(火)まで

■問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505

# こんにちは母推です



周防大島町母子保健推進協議会

会長 西谷禮子

私たち母子保健推進員(母推)は、町長さんより委嘱を受けたボランティアで、周防大島町に住むお子さんの健やかな成長を願って様々な活動をしています。

今年度も「すくすく育てよう きんぎょっ子」心がけよう 笑顔で訪問」をスローガンとして、親子の絆づくりを目標に地道に活動を続けています。

母推の主な活動には、家庭訪問(こんにちは赤ちゃん訪問等)、町母子保健事業への協力、親子交流会、マタニティマークの普及啓発、むし歯0っ子表彰などがあります。各支部の個性を活かしながら楽しく取り組んでいます。

また、地域の方から信頼される母推となるために、母推活動に必要な知識や技

術を身につけたり、よりよい活動に向けた情報交換を行っています。

私たち母推は、日頃の活動を通じて地域にとけこみ、「母推さん!」と声をかけてもらえることを励みに、少子高齢化の中、未来ある子ども達とともに、一緒に成長していきたいと思っています。地域のみなさんも地域のお子さんご家族をあたたかく見守ってください。



▲昨年3月に行った親子交流会(ひなまつり)の様子です